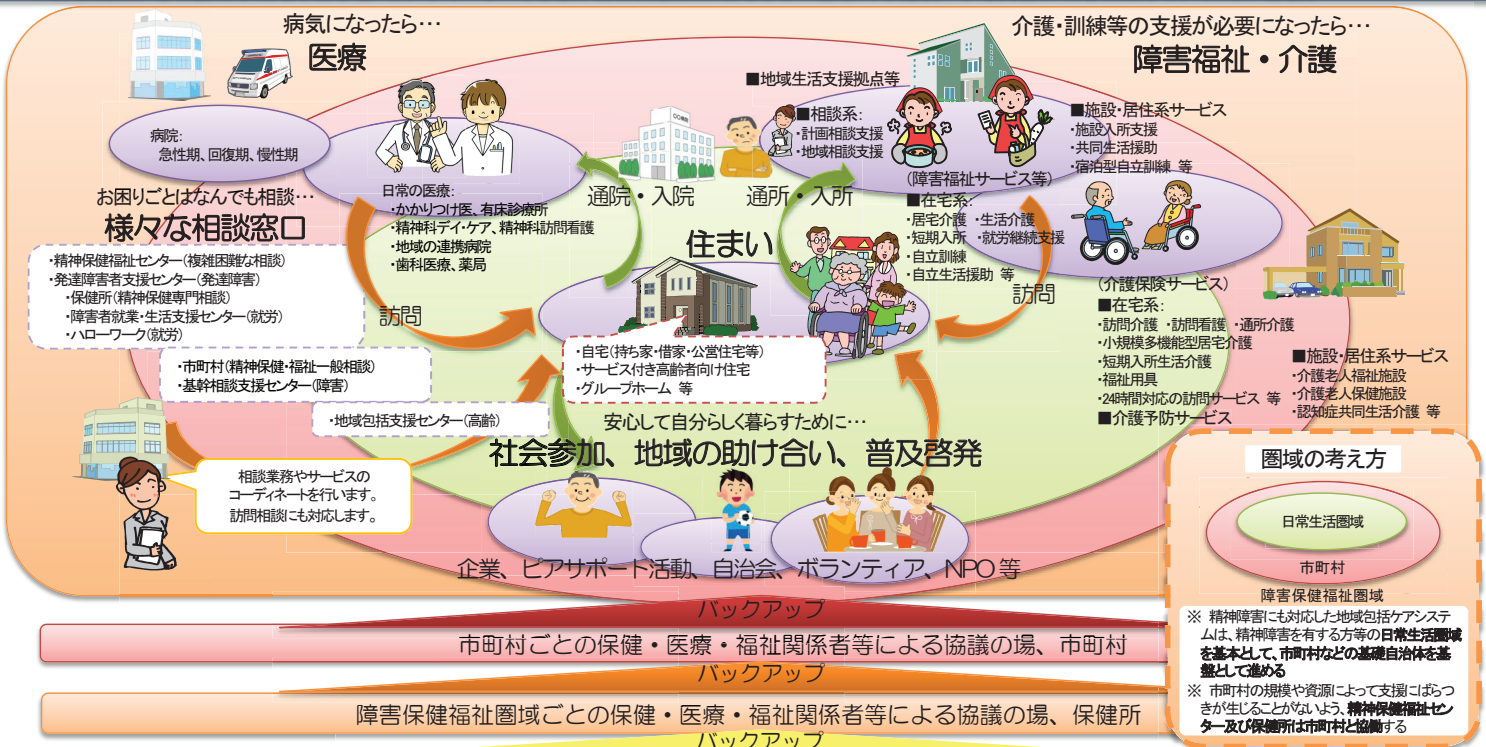


精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業活用状況

厚生労働省社会援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和3年度予算：584,453千円（令和2年度予算額：532,733千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和3年度予算：40,821千円（令和2年度予算額：40,821千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

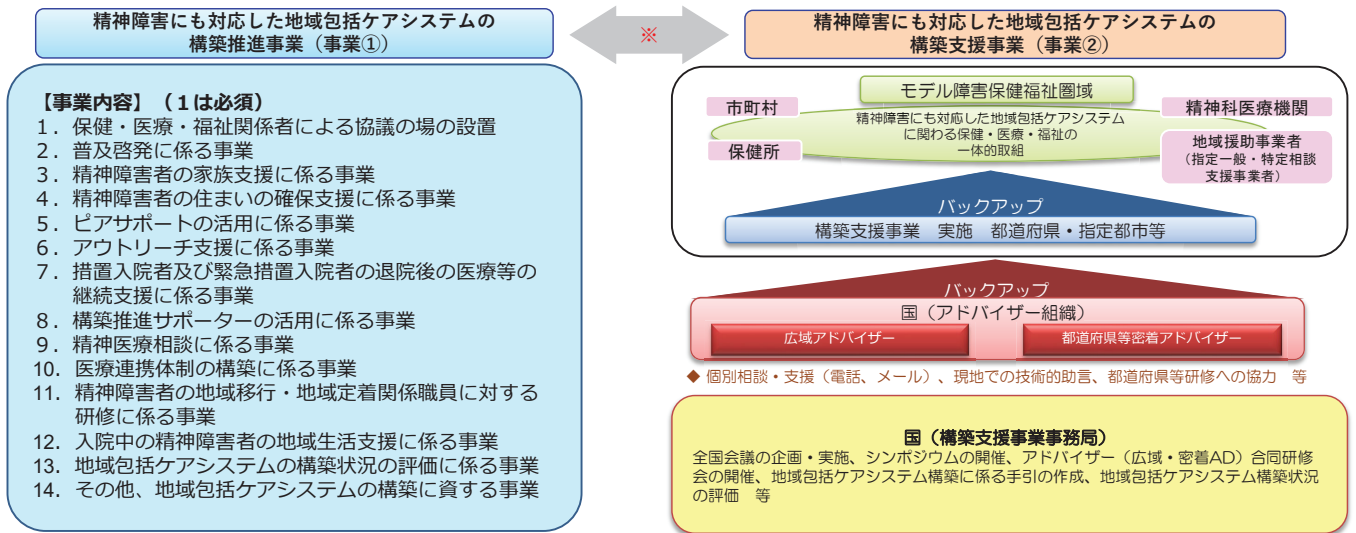
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

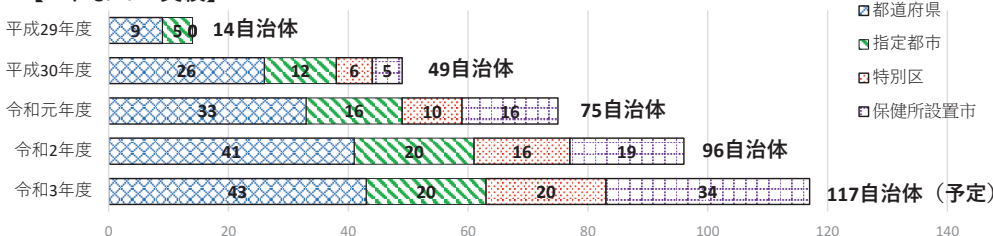
■ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】（1は必須、2～14は地域の実情に合わせて選択実施）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【これまでの実績】



（※1）特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

（※2）当該事業を活用していない都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携しモデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1.アドバイザーの主な役割

<広域アドバイザー>

- 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等密着アドバイザーや都道府県等に対し相談・助言・支援を行う。

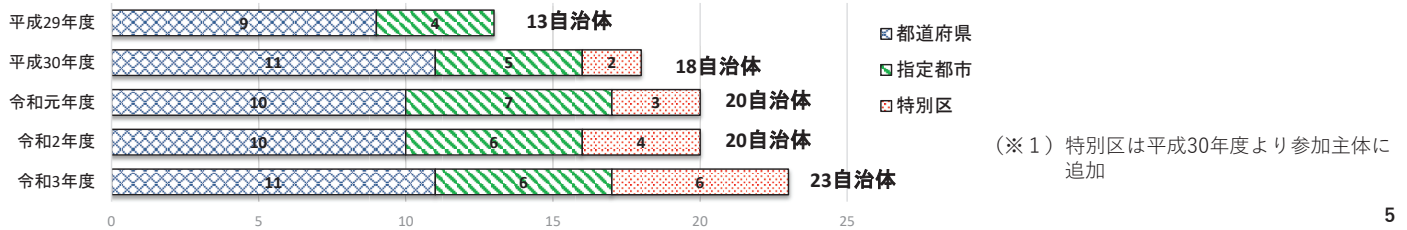
<都道府県等密着アドバイザー>

- 保健・医療・福祉の計3名のアドバイザーが、所在の都道府県等を担当し、広域アドバイザー及び担当都道府県等の担当者と協力しながらモデル障害保健福祉圏域における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

2.都道府県・指定都市・特別区の主な役割

- モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）の選定
- 都道府県等密着ADの選定・国への推薦
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 全国会議への参加
- 手引きの作成等、当事業への協力

【これまでの実績】



5

構築推進事業の実施状況 都道府県（1）

<令和2年度>

	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
(1)協働の場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)普及啓発			●	●	●				●	●		●						●	●	●		
(3)家族支援		●		●	●				●	●		●									●	
(4)住まいの確保支援									●	●								●				
(5)ピアサポートの活用	●				●		●	●	●	●	●	●				●		●	●	●		
(6)アウトリーチ支援									●	●		●	●						●			
(7)退院後の医療等の継続支援	●						●				●	●	●			●		●	●			
(8)構築推進サポーターの活用																						
(9)精神医療相談		●	●			●	●					●	●	●		●	●	●	●	●	●	
(10)医療連携体制の構築						●			●	●	●					●						
(11)関係職員に関する研修		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
(12)地域生活支援									●	●	●	●						●			●	
(13)構築状況の評価			●							●		●	●									
(14)その他			●		●	●	●		●	●		●			●		●				●	

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

構築推進事業の実施状況 都道府県（2）

〈令和2年度〉

	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
(1)協働の場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)普及啓発			●					●							●			●			
(3)家族支援	●		●					●	●						●						
(4)住まいの確保支援									●												
(5)ピアサポートの活用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●			●
(6)アウトリーチ支援					●																
(7)退院後の医療等の継続支援							●		●							●	●		●		
(8)構築推進サポーターの活用																					
(9)精神医療相談		●	●			●					●		●			●			●	●	
(10)医療連携体制の構築								●													
(11)関係職員に関する研修			●	●	●		●	●	●	●	●	●		●		●	●	●			●
(12)地域生活支援			●			●			●		●	●			●						
(13)構築状況の評価			●																		
(14)その他	●						●			●	●		●	●	●		●				

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

構築推進事業の実施状況 指定都市・特別区（1）

〈令和2年度〉

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	川口市	八王子市	金沢市	豊橋市	豊田市	豊中市	高槻市	枚方市	
(1)協働の場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)普及啓発		●		●			●			●				●											●				
(3)家族支援		●					●			●	●	●			●	●			●				●				●		
(4)住まいの確保支援							●																						
(5)ピアサポートの活用	●	●		●		●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●		●		●			●			●	
(6)アウトリーチ支援			●	●						●					●	●						●	●		●		●		
(7)退院後の医療等の継続支援							●				●		●	●	●						●								
(8)構築推進サポーターの活用				●																									
(9)精神医療相談	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●										
(10)医療連携体制の構築																													
(11)関係職員に関する研修		●		●		●	●	●		●	●	●			●	●		●	●				●	●					
(12)地域生活支援				●		●	●	●			●	●	●		●	●			●				●						
(13)構築状況の評価				●			●								●							●							
(14)その他		●				●	●	●					●				●	●	●										●

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

構築推進事業の実施状況 指定都市・特別区（2）

〈令和2年度〉

	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	奈良市	和歌山市	鳥取市	高知市	鹿児島市	那覇市	福井市	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	大田区	世田谷区	中野区	杉並区	豊島区	荒川区	練馬区	葛飾区	江戸川区
(1)協働の場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)普及啓発	●	●				●			●				●					●									●
(3)家族支援		●		●	●	●							●					●		●							●
(4)住まいの確保支援																											●
(5)ピアサポートの活用	●	●		●			●	●	●										●			●					●
(6)アウトリーチ支援				●		●							●			●		●	●	●	●	●	●		●	●	●
(7)退院後の医療等の継続支援	●													●		●	●	●				●	●				
(8)構築推進サポーターの活用																											
(9)精神医療相談																											
(10)医療連携体制の構築																											
(11)関係職員に関する研修	●	●		●		●	●	●		●					●				●	●		●					●
(12)地域生活支援		●		●			●	●	●						●	●				●		●		●			●
(13)構築状況の評価																											
(14)その他																●					●	●					●

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

事業ごとの活用状況、実施内容

2 普及啓発に係る事業の活用状況

(n=96)

27 (都道府県) 宮城、山形、福島、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、三重、兵庫、岡山、長崎、宮崎 (指定都市・保健所設置市・特別区) 仙台、千葉、相模原、名古屋、神戸、広島、豊田、姫路、尼崎、和歌山、鹿児島、新宿区、品川区、江戸川区	69 (都道府県) 青森、岩手、茨城、栃木、群馬、東京、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島、沖縄 (指定都市・保健所設置市・特別区) 札幌、さいたま、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、京都、大阪、堺、岡山、北九州、福岡、熊本、川口、八王子、金沢、豊橋、豊中、高槻、枚方、明石、西宮、奈良、鳥取、高知、那覇、福井、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、練馬区、葛飾区
---	--

□実施あり ■実施なし

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

【実施内容】

(シンポジウム・講演会等)

- エンパワメント講演会においてピアサポーターによる普及啓発動画を公開（オンライン開催）
- こころの健康フォーラムにおけるピアサポーターによる体験発表を実施。
- 福祉系学科の学生や市役所職員向けに地域生活支援ピアサポーター養成講座を受講したピアサポーターによる体験発表を実施。
- メンタルヘルス市民講座「こころのメンテナンスセミナー」を開催。
- 県民の誰もが親しみやすい「笑い」テーマにした啓発イベント「笑って学べる心のバリアフリー笑」を開催。
- 住民向け研修会 ①家族の集い ②居住支援フォーラムを開催。
- 地域における共助の促進や精神障害者に対する適切な理解の促進を目的に、**広く地域住民を対象とした災害時ネットワークの視点から特性に配慮した避難計画の必要性や具体的なサポートの内容などについての研修等**を実施。
- 精神保健に関する様々な疾患や思春期などをテーマに①地域精神保健サポート講演会、②思春期講演会、③精神保健講演会を実施。
- 地域の関係機関・教育機関等でピアサポーターによる体験談発表等を実施。
- 偏見や差別解消を図り、誰もが生活しやすい地域づくりを推進するため、**地域住民を対象に理解を深めるための研修会**を実施。
実施主体は各保健福祉事務所が担当が、企画や当日運営を市町村・精神保健福祉センターと共同で実施。
 (パンフレット等の作成・配布)
- 普及啓発パンフレット「知っておきたいこころの病気」を作成し配布。
- 社会資源マップの作成、ホームページでの周知。
- 40名以上のピアサポーターへのアンケート調査により取りまとめたリカバリーストーリー冊子及びリカバリー動画を作成し、病院や相談支援事業所、民生委員など各関係団体に配付。

※令和元年度構築推進事業実施報告書に基づき作成（一部令和2年度実施報告書内容を含む）

事業ごとの活用状況、実施内容

3 家族支援に係る事業の活用状況

(n=96)

30 (都道府県) 岩手、山形、福島、埼玉、千葉、神奈川、三重、京都、兵庫、岡山、広島、長崎 (指定都市・保健所設置市・特別区) 仙台、相模原、名古屋、京都、大阪、岡山、広島、熊本、金沢、高槻、尼崎、西宮、奈良和歌山、新宿区、品川区、世田谷区、江戸川区	66 (都道府県) 青森、宮城、茨城、栃木、群馬、東京、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、滋賀、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (指定都市・保健所設置市・特別区) 札幌、さいたま、千葉、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、堺、神戸、北九州、福岡、川口、八王子、豊橋、豊田、豊中、枚方、姫路、明石、鳥取、高知、鹿児島、那覇、福井、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、練馬区、葛飾区
--	--

実施あり 実施なし

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

【実施内容】

(家族ピア養成)

- 家族相談研修会において、**当事者や家族が共感的働きかけや自立に必要な 助言・援助を行うことができる人材を育成**する。
- 保健所で実施する地域人材育成研修等事業**において**家族のリカバリーを目的とした家族学習会等を実施**し、家族が地域において安心して健康的な暮らしができるよう、また、その体験を生かした活動ができるよう支援する。
- 家族会の会員より助言者を派遣してもらい、家族分かち合いの会を実施する。
- 県家族連合会への委託及び補助**を行い、家族会自らが家族の相談相手となり、必要な援助ができるよう**家族相談員の養成講座を実施**する。また、県内の家族を対象に正しい理解を促進するために、**各圏域において研修会を開催する等のネットワークの構築を図る**。
- 当事者や家族が地域で安心して生活することができるように、家族支援の促進に努める。
具体的には**家族自らが運営し、参加者とともにそれぞれの経験を共有し支え合う場となる「家族による家族学習会」の概要、意義について理解を深めるために「家族による家族学習会セミナー」を開催**する。かつ自らの経験を活かし他の家族への支援が行えるよう育成するため、家族による家族学習会を実施する。また、**前年度までの家族学習会を通して育成したピア家族相談員による、個別またはグループでの「相談の場」を開催し、家族の方への支援の幅を広げる**。
- 家族を対象とした**家族教室を圏域ごとに保健所、市町村との協働で実施**。
(活動支援)
- 家族を対象とし、**電話、面接、窓口等への同行支援の方法で家族による家族ならではのピア相談を市内の家族会連合会に委託して実施**する。
- 家族会へ家族ピアサポート事業（相談窓口・家族相談員の養成）委託**し、家族の電話相談、家族の面接相談、家族ピア養成講座、普及啓発（家族の立場から市民に対し）を実施、**委託の中で家族の抱える課題やニーズを把握し協議の場で共有**する。

※令和元年度構築推進事業実施報告書に基づき作成（一部令和2年度実施報告書内容を含む）

11

事業ごとの活用状況、実施内容

4 住まいの確保に係る事業

(n=96)

5 千葉 静岡 広島 相模原 江戸川	91 (都道府県) 青森、岩手、宮城、山形、福島、栃木、群馬、茨城、東京、神奈川、埼玉、山梨、新潟、石川、福井、岐阜、愛知、三重、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、滋賀、京都、大阪、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島、長崎、大分、宮崎、沖縄 (指定都市・保健所設置市・特別区) 札幌、仙台、千葉、川崎、新潟、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、北九州、熊本、八王子、豊田、枚方、姫路、尼崎、西宮、鳥取高知、鹿児島、さいたま、横浜、静岡、浜松、堺、福岡、川口、金沢、豊橋、豊中、高槻、明石、奈良、和歌山、那覇、福井、港区、新宿区、大田区、杉並区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、練馬区、葛飾区
-----------------------------------	---

実施あり 実施なし

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

【実施内容】

(情報共有の場を設ける活動) 講演会、説明会、勉強会、意見交換会等

- 相談部会、くらし部会合同**で住まいの課題について**勉強会**を開催。
- 実務者会議**にて、**住宅確保要配慮者居住支援法人講演**を開催。
- 不動産業者、利用者、関係機関**が居住支援について理解を深めることを目的とした**居住支援講演会**を年1回実施。
- 住宅支援事業所**による**事業説明会**を実施。
- 「**精神障害のある方の住まいを考える交流会**」を開催。
- 不動産、県住宅課、委員等**で**住まいを考える会**を実施。
- 圏域を担当する**中核地域生活支援センター**が**グループホームの空き家状況や新規施設の動向**等について**情報提供や意見交換**を実施。
(相談支援)
- 居住支援事業、居住支援緊急時対応を地域活動支援センター3ヶ所に委託、物件探しから交渉、契約の付添などサポート**。緊急時対応委託は**不測の事態が生じたときに駆けつけて適切な福祉サービスなどにつなげる**。
- 病院から退院する方への住まいの確保支援、地域で転居希望の方への住まい確保支援として地域の相談支援**を行う。
- 住まいの相談支援を継続して実施。
(調査)
- 住まいの相談実績の調査**を実施（中核、基幹相談）、**不動産仲介業者へ賃貸契約等に関するアンケート調査**を実施。

※令和元年度構築推進事業実施報告書に基づき作成（一部令和2年度実施報告書内容を含む）

事業ごとの活用状況、実施内容

5 ピアサポートの活用に係る事業の活用状況

(n=96)

(都道府県) 52 青森、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、三重、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、長崎、大分、宮崎、沖縄 (指定都市・保健所設置市・特別区) 札幌、仙台、千葉、川崎、相模原、新潟、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、北九州、熊本、八王子、豊田、枚方、姫路、尼崎、西宮、鳥取、高知、鹿児島、大田区、杉並区、江戸川区	(都道府県) 44 岩手、宮城、山形、茨城、新潟、石川、福井、岐阜、滋賀、京都、大阪、福岡、佐賀、熊本、鹿児島 (指定都市・保健所設置市・特別区) さいたま、横浜、静岡、浜松、堺、福岡、川口、金沢、豊橋、豊中高槻、明石、奈良、和歌山、那覇、福井、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、練馬区、葛飾区
---	---

【実施内容】

実施あり 実施なし

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

(話し合いの場)

- ピアサポーターに関心を持っている当事者がより関心を含め、お互いの関係性が深まり、孤立せずに継続的な活動に結びつけられるよう交流の場を設定。
- ピアサポーターと関係者とが話し合える場を設けて、意識を共有。
(養成研修会等)
- 入院患者の退院促進や地域移行に関わることができるピアサポーターを養成し、福祉事務所等への雇用を目指し、事業所での実務研修を含めたスキルアップ研修を実施。
- 長期入院患者等の不安の軽減、地域生活への移行後の支援等を担うピアサポーターを養成する「ピアサポーター養成研修」及び、ピアサポーターを病院や施設、自宅等に派遣する「ピアサポーター派遣」を実施。
(具体的な活動)
- 研修会や体験発表会に講師として参加。
- 精神科病院、地域の支援施設等、市民の集いの場等へ出向いて、研修会や交流会を通じて普及啓発活動を実施。
- ピアサポーターによる退院・退所にむけた相談・助言や院外活動に係る同行支援、対象者、家族に対する地域生活移行に関する情報提供及び相談・助言等を実施。
- ピアサポーターが外泊訓練時の外出同行、定着支援を実施。
- ピアサポーターを支援する担当者を登録して、様々な活動への派遣調整を行う支援者を特定の機関（基幹相談支援センターなど）に委託して活用を推進。
(雇用について)
- 市役所において、2名のピアスタッフを雇用し、長期入院者を対象とした地域移行・地域定着のための個別支援、精神科病院普及啓発活動、研修会講師、ピアスタッフの集い等の業務を実施。
- 養成講座修了者と指定一般相談支援事業所のマッチングを実施、地域移行支援事業等でトライアルを行い雇用につなげる。

※令和元年度構築推進事業実施報告書に基づき作成（一部令和2年度実施報告書内容を含む） 13

事業ごとの活用状況、実施内容

6 アウトリーチ支援に係る事業の活用状況

(n=96)

(都道府県) 27 埼玉、千葉、神奈川、新潟、愛知、和歌山 (指定都市・保健所設置市・特別区) さいたま、千葉、名古屋、岡山、川口、八王子、豊橋、豊中、西宮、和歌山、新宿区、墨田区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、葛飾区、江戸川区	(都道府県) 69 青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、東京、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (指定都市・保健所設置市・特別区) 札幌、仙台、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、京都、大阪、堺、神戸、広島、北九州、福岡、熊本、金沢、豊田、高槻、枚方、姫路、尼崎、明石、奈良、鳥取、高知、鹿児島、那覇、福井、港区、文京区、台東区、江東区、荒川区
---	--

実施あり 実施なし

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

【実施内容】

- 精神疾患が疑われる未受診者、ひきこもりの精神障害者（疑い例を含む）、その他チームで検討し支援が必要と判断されたものについて精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士等の専門職のうちいずれか1名以上、精神科医師、その他、臨床心理技術者、相談支援専門員、ピアサポーター等がアウトリーチ支援（インターク、ケースカンファレンス、アセスメント、実施評価等を含む）を実施。
- 専従職員2名（精神保健福祉士1名、臨床心理士1名）を配置し、入退院を繰り返すものなどに対するサポート体制を整え、本人及び家族が安定して生活できるようにする。
- 医師や精神保健福祉士、ピアスタッフなどの多職種によって訪問し、本人との関係を少しずつ構築し、相談支援や生活環境の改善、受診推奨や様々なサービスに徐々に繋げ、社会参加や社会復帰を支援する。
- 治療支援計画に基づく支援や医療を拒否して治療中断した場合等に医療スタッフによる支援チームが訪問して治療の継続を図る取組を保健所ごとに実施。
- 住み慣れた地域で、地域生活が継続できるよう、定期的なケア会議及び訪問支援を通じて、支援体制構築と、必要な支援を実施する。

【成果】

- 支援対象者5名に対して、事務局（こころの健康センター）の訪問を延べ46回、協力連携機関の職員と事務局での多職種チームによる訪問を延べ34回実施。
- 支援対象者5名のうち、1名は地域での支援体制が構築できたため、支援終了予定。4名は事業での支援を継続中。これまで地域での既存の支援体制では、継続的に関わることが難しかった支援対象者に保健・医療・福祉分野の専門職がそれぞれの視点で包括的に支援方針を検討しながら、柔軟な支援体制で継続的な訪問支援を提供することができた。
- 精神疾患を有する未治療者や治療中断者等が必要な医療や福祉サービスに結びつくことが1つの大きな成果であるが、相談支援が継続できるようになったり、家族との関係性の再構築ができた、対象者の周辺に今までよりも人の存在ができるだけでもアウトリーチ支援の効果といえる。

※令和元年度構築推進事業実施報告書に基づき作成（一部令和2年度実施報告書内容を含む）

事業ごとの活用状況、実施内容

12 地域生活支援に係る事業

(n=96)

<p style="text-align: center;">34</p> <p>(都道府県) 埼玉、千葉、東京、神奈川県、静岡県、三重、兵庫 鳥取、広島、香川、愛媛、長崎 (指定都市・保健所設置市・特別区) 千葉、川崎、相模原、新潟、名古屋、京都、 大阪、神戸、岡山、福岡、金沢、新潟、西宮、 鳥取、高知、鹿児島、台東区、墨田区、 世田谷区、杉並区、荒川区、江戸川区</p>	<p style="text-align: center;">62</p> <p>(都道府県) 青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、島根、岡山、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄 (指定都市・保健所設置市・特別区) 札幌、仙台、さいたま、横浜、静岡、浜松、堺、広島、北九州、熊本、川口、八王子、豊橋、 豊田、豊中、高槻、枚方、姫路、明石、西宮、奈良、和歌山、那覇、福井、港区、新宿区、 文京区、江東区、品川区、大田区、中野区、豊島区、練馬区、葛飾区</p>
--	---

□実施あり □実施なし

※令和2年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

【実施内容】

(長期在院者訪問支援等)

- 入院患者とピアサポーターの交流会：6回 ※3病院で実施 参加者：患者65名、病院職員 (Ns,PSW) 33名、ピア24名
- 病院退院準備グループへの参加：1回 参加者：患者10名、職員6名、ピア2名
- ピアサポーター交流会：体験発表とグループワーク「3年後、あなたはどんな生活をしたいですか」をテーマにディスカッション
- 体験発表、懇談会等：ピアサポーターが自身の体験やリカバリーストーリーを話し、関わることにより、精神科病院に入院している患者の退院意欲を喚起する。同時に、病院スタッフへの啓発の場とする。
- 個別支援活動：ピアサポーターの関わりで、地域移行・地域定着時の患者支援をする。
- ピアサポーターの活動時に障害サービス事業所が同行し、社会資源の情報提供やピアサポーターへの支援を実施する。
- 退院支援プログラムの実施：長期入院者を対象に多職種の病院職員と地域の支援者がチームとなり退院に向けた相談・支援等包括的なプログラムを月1回程度開催。
- 長期在院患者の訪問面接、個別支援：面接が必要と思われる人や地域生活に関心が向いている人を対象に、行政と基幹、相談支援専門員が病院訪問面接を実施。
- 精神科病院での地域移行支援会議、患者合同ミーティングへの参加。
- 地域移行「導入期」の相談・支援(地域生活相談事業)
- 長期入院精神障害者の退院支援及び退院後の地域生活支援を促進するために、市と委託契約を結ぶ指定一般相談支援事業所(2か所)がピアサポーターを地域移行支援スタッフとして採用し、医療機関でのピアサポーター自身の体験談発表や地域移行支援を事業所スタッフと一緒に実施。
(社会資源見学会等)
- 入院患者、病棟看護師、ワーカーが参加し、グループホームや通所系事業所(地活、B型)の見学ツアーを実施。
- 日中活動(事業所)体験プログラム・生活訓練(宿泊体験)プログラムの実施。

※令和元年度構築推進事業実施報告書に基づき作成(一部令和2年度実施報告書内容を含む)

構築推進サポーター事業の活用事例

構築推進サポーターの活用に係る事業

【実施内容】

- 密着ADおよび精神障害者の地域移行を先進的に行っている2事業所をサポーターとして、地域移行に取り組む相談支援事業所に対し、実際のケース支援を通じて、地域移行の契約、支援、手続き等のOJTを行い支援を展開した。また、昨年10月より開設された基幹相談支援センター6か所と連携をとりながら、「地域移行支援に取り組める事業所」を増やし、地域移行が広がることを目指した。

【成果】

- 7ケースの支援を実施し、2ケースは退院・地域移行を実現し、残る5ケースのうち2ケースについても、退院・地域移行への目途が立つ状況となった。
また、4事業所がOJTを受け、うち1事業所が次年度は新たにサポーターとして活動することになるなど、「地域移行支援に取り組める事業所」の育成面においても一定の成果が現れた。

その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

※ 構築推進サポーター事業の活用が可能な事例

【実施内容】

- 精神障害者の相談支援にかかわる関係者を対象者に、市町村等の要請内容に応じ、県内のアドバイザー等を派遣し講義助言等を行うもので、県精神保健福祉協会に委託。令和2年度は、市自立支援協議会に2回、町に3回アドバイザーを派遣した。

【成果】

- アドバイザーを派遣し、講義やグループワークや事例検討を通じて、市町村の現在抱える問題(アセスメントのためのコミュニケーション能力向上や一人で抱えることなくチームでのかかわること、事例検討のスキルアップなど)に対応できた。

※令和2年度構築推進事業実施報告書に基づき作成

(目的)

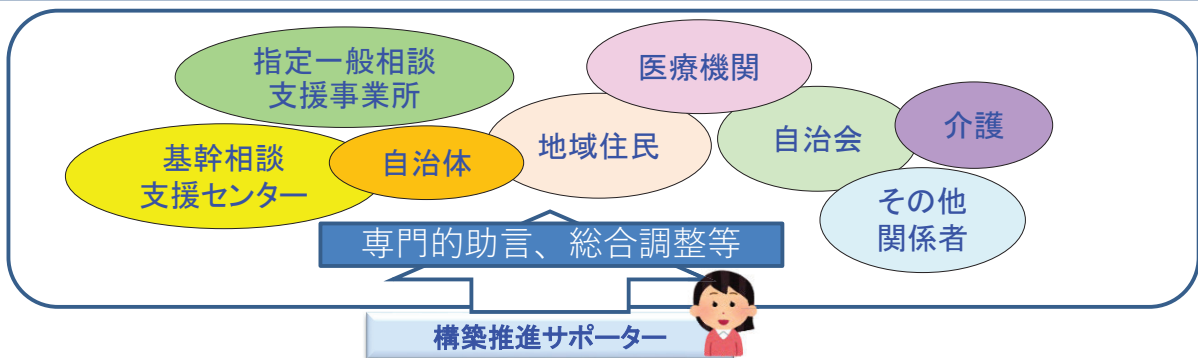
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉等の関係者による包括的な支援体制整備が必要である。構築推進サポーターは、支援関係者等に対する後方的な支援活動等を通じて、包括的支援体制の構築を推進する役割を担う。

(想定される業務の内容の例)

- 精神障害者支援を行う関係者等に対し、各種サービス・制度等の活用促進に係る助言・相談等の実施
- 指定一般相談支援事業所、医療機関等に対する地域移行・地域定着に向けた助言・相談等の実施
- 保健・医療・福祉等関係者の連携や相互理解の促進に向けた研修会の企画等の実施
- ピアサポーターの育成・活用促進に向けて、自治体、指定一般相談支援事業所、医療機関等に対する助言・相談等の実施
- 協議の場の効果的な運営等に向けた助言・相談等の実施 等

(想定される職種等の例)

- 精神保健福祉士又はこれと同程度の知識を有する者で、地域包括ケアシステムの体制整備の促進に向けて、必要となる専門的知識及び調整機能を有する者
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」における都道府県等密着アドバイザー 等



令和3年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの
構築支援事業・推進事業 自治体意向調査より

構築支援事業不参加理由

【都道府県】

- ◎ **すでにアドバイザー、コーディネーター等の派遣による支援体制を取っている**
 - ・圏域ごとにアドバイザーを設置している
 - ・相談支援体制整備事業において相談支援においてアドバイザー派遣を行っている
 - ・地域移行コーディネーターを配置している
 - ・全体調整を行う総合コーディネーターを精神保健福祉センターに位置づけ、活動を展開している
 - ・実務経験がある方（自立支援協議会委員等）と連携し構築を進めている
 - ・地域の現状に合わせ関係者との連携強化により取組を進めている
- ◎ **推進事業を実施する中で、構築支援事業について検討する**

【指定都市・特別区】

- ◎ **すでに支援体制が構築されている**
 - ・既存の組織があり、広域アドバイザーによる支援を必要としない

【都道府県】

- ◎ **体制が整わない**
 - ・予算、人材の確保が困難
 - ・保健分野のコンセンサスが得られない
 - ・ノウハウが不足している
 - ・地域密着アドバイザー・モデル圏域について調整できていない
- ◎ **新型コロナウイルス感染症対応の影響**
(人員不足、検討ができていない等)
 - ・コロナ対応のため関係者間での検討ができていない
 - ・コロナ対応に忙殺され、実施の検討に至っていない
 - ・コロナ禍において十分な活動が行うことができていない

【指定都市・特別区】

- ◎ **体制が整わない**
 - ・予算確保が困難
 - ・担当部署の準備が進んでいない
 - ・現状やニーズの分析中であるため
 - ・検討課題を抽出している段階のため

構築推進事業不参加理由

【都道府県・指定都市・特別区】

- ・別の財源を活用
- ・実施方法、予算確保の検討中
- ・現行の事業で対応している
- 【保健所設置市】
- ・既存の会議や単独事業ですでに実施
- ・他部署で実施されているもの等も含め、構築推進事業としての整理検討を要する
- ・都道府県からの委託事業として実施
- ・地域課題を分析中

【都道府県・指定都市・特別区】

- ・新型コロナウイルス感染症対応により協議の場の準備が進まない
- 【保健所設置市】
- ・予算計上していない
- ・協議の場が未設置
- ・担当部署が決まらない
- ・主担当部署ではない